

(受理番号) 28-8	(受理年月日) 平成28年11月15日
	陳 情
件 名	香川県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等について
要 旨	<p>香川県議会議員に交付される政務活動費については、「香川県議会政務活動費交付条例」により、議員は、毎年度の政務活動費の支出に係る収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も、議長に対し、提出された収支報告書と領収書等の閲覧を請求できることが定められている。</p> <p>しかしながら、収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには、平日の昼間に議会に赴かなければならない。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は、1枚当たり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには、場合によっては10万円を超える費用が必要になる。請求の都度写しを作成する事務職員の負担も無視できない。</p> <p>こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っている。政務活動費の不正が発覚した富山市議会を見ても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考える。</p> <p>政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠である。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要である。</p> <p>一方、収支報告書と領収書等を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加している。</p> <p>平成27年9月の段階では、領収書等をホームページ公開している議会は、大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたが、その後、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後、さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定している。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠である。</p> <p>以上の理由により、一日も早く、政務活動費の支出に係る収支報告書と領収書等を議会ホームページで公開されるよう陳情する。</p>